

経理部門の基本有用情報

今月の経理情報



バックナンバー
はこちらから 

テーマ：輸入取引にかかる税金 ～関税、輸入消費税について～

トランプ米大統領が、相互関税政策を発表したことで、関税に対する関心が高まっています。

輸入に関する税金の取扱い

商品等の輸入時には、輸入を行うごとに、関税、輸入消費税を申告・納税します。

税金	関税	輸入消費税
課税の趣旨	関税の賦課により輸入品の価格を引き上げ、国内品との競争環境を調整して国内産業を保護する	国内商品との比較で価格面に不利とならないように、輸入品に対して課税する
勘定科目と取扱い	仕入または経費科目 関税は棚卸資産の金額に含まれる	仮払消費税等または輸入消費税 資産の仮勘定として計上し、消費税の確定申告時に精算する

関税と輸入消費税の相違点

項目	関税	輸入消費税
申告・納税義務者	原則：輸入者 特例：特例輸入者、特例委託輸入者	原則：輸入者（課税貨物を引き取る者） 特例：特例輸入者、特例委託輸入者
課税標準	輸入貨物に対し現実に支払われた価格	本体価格 + 運賃 + 保険料 + 関税の額
税額	課税標準×輸入貨物の品目ごとに定められた実行関税率表に記載の税率	消費税：課税標準×78/1,000 地方消費税：消費税×22/78
申告・納税時期	原則：輸入を行うごとに、申告・納税 特例：輸入許可の日の属する月の翌月末日までに申告、納税	原則：輸入を行うごとに、申告・納税 特例：輸入許可の日の属する月の翌月末日までに申告、納税

関税・輸入消費税の特例申告は、税関長の承認を受けた輸入者(特例輸入者)、または税関長の認定を受けた通関業者に委託した輸入者(特例委託輸入者)が、納税申告の前に貨物を引き取ることができる制度で、輸入貨物の迅速かつ円滑な引き取りが可能となります。

お見逃しなく！

2025 年 4 月より、消費税のプラットフォーム課税が開始されました。これまで適格請求書発行事業者でなかった国外事業者からの仕入のうち、特定プラットフォーム事業者を介して役務の提供の対価を支払うものについては、課税仕入とすることが可能になりました。

出展：国税庁「特定プラットフォーム事業者名簿」, 2025 年 5 月 16 日取得

https://www.nta.go.jp/english/taxes/consumption_tax/0024010-019.pdf